

1	本人等とは誰ですか。	本人等とは、次の方です。 ①住民票においては、同一世帯の方 ②戸籍においては、戸籍に記載されている方と、それぞれの方の配偶者や直系尊属(父母・祖父母等)、直系卑属(子・孫等)
2	代理人とは？	本人から委任を受けた方です。 代理人には、任意代理人(登録者からの委任を受けた方)と法定代理人(未成年者の親権者、成年後見人など)があります。 必要な権限書類については、Q13をご覧ください。
3	第三者とは？	第三者とは、Q1の本人等以外の個人、法人、八士業(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)です。
4	本人通知制度の対象となる証明書は何ですか。	・住民票の写し ・削除された住民票の写し ・宝塚市様式の住民票記載事項証明 ・戸籍謄(抄)本 ・戸籍全部(一部)事項証明書 ・戸籍の附票の写し ・除籍謄(抄)本 ・除籍全部(一部)事項証明書 ・改製原戸籍謄(抄)本
5	どのような場合に、第三者が証明書を取得できますか。	住民基本台帳法や戸籍法で認められる例として ・満期保険金を支払う必要がある保険会社が、契約者の転居先の住所を確認する場合 ・債権者が債権回収等のために、債務者の転居先の住所を確認する場合 ・相続手続きや訴訟手続きのために必要な場合 ・八士業が受任している事件や業務を遂行するために必要な場合等があります。
6	本人通知の対象とならない請求はありますか。	次の場合は、通知の対象になりません。 ①本人等からの請求 ・Q1の①②の方からの請求 ・マイナンバーカードによるコンビニ交付 ②国や地方公共団体からの請求
7	本人確認書類とは、どのようなものですか。	1点でよいもの 官公署発行の顔写真付書類 (運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、写真付住基カードなど) 2点必要なもの 顔写真なしの書類 (健康保険証、年金手帳、年金証書、各種医療受給者証など) くわしくは当市HPをご覧ください。(ID番号1003877)
8	本人通知制度の登録申出書はどこに出せますか。	本庁窓口サービス課・各SS/SC・郵便で受け付けております。 くらんど人権文化センター・まいたに人権文化センター・ひらい人権文化センターでは、申出書をお預かりいたします。こちらからお電話をさせていただく場合がありますので、昼間に連絡が取れるお電話番号の記入をお願いします。
9	本人が窓口で申出する場合に必要なものは、何ですか。	①宝塚市本人通知制度登録申出書(窓口にあります) ②印鑑 ③本人確認書類(Q7参照) ④住所が宝塚市でない場合は住民票の写し(本籍記載)。ただし、宝塚市に現在本籍があり、戸籍の附票で住所を確認することができる場合は不要です。

10	本人が郵便で申出する場合に必要なものは、何ですか。	<p>①宝塚市本人通知制度登録申出書(市HPでダウンロードが可能です)</p> <p>②本人確認書類(Q7参照)の写し</p> <p>③住所が宝塚市でない場合は住民票の写し(本籍記載)。ただし、宝塚市に現在本籍があり、戸籍の附票で住所を確認することができる場合は不要です。</p>
11	本人が15歳未満の場合の申出人は誰ですか。	15歳未満の未成年の場合は、父母等法定代理人です。
12	本人が15歳以上20歳未満の場合の申出人は誰ですか。	15歳以上であれば、本人が申請できます。法定代理人(未成年者の親権者)も申請が可能です。
13	代理人であることを証明する書類は何ですか。	<p>①任意代理人(登録される方から委任を受けた方)の場合は、委任状(申出書の裏面にあります)</p> <p>②法定代理人(未成年者の親権者、成年後見人など)の場合は、親権者の確認できる戸籍謄本や、後見人が確認できる登記事項証明書等、資格を証明する書類。いずれも3か月以内のものをお持ちください。</p>
14	任意代理人が窓口で申出する場合に必要なものは何ですか。	<p>①宝塚市本人通知制度登録申出書(窓口にあります)</p> <p>②代理人の印鑑</p> <p>③登録者本人の本人確認書類(の写し)</p> <p>④代理人の本人確認書類</p> <p>⑤委任状</p> <p>⑥住所が宝塚市でない場合は住民票の写し(本籍記載)。ただし、宝塚市に現在本籍があり、戸籍の附票で住所を確認することができる場合は不要です。</p>
15	法定代理人が窓口で申出する場合に必要なものは何ですか。	<p>①宝塚市本人通知制度登録申出書(窓口にあります)</p> <p>②代理人の印鑑</p> <p>③登録者本人の本人確認書類(の写し)</p> <p>④代理人の本人確認書類</p> <p>⑤代理権限が確認できる書類。くわしくはQ14をご覧ください。ただし、宝塚市の戸籍などで確認できる場合は不要です。</p> <p>⑥住所が宝塚市でない場合は住民票の写し(本籍記載)。ただし、宝塚市に現在本籍があり、戸籍の附票で住所を確認することができる場合は不要です。</p>
16	法定代理人が郵便で申出する場合に必要なものは何ですか。	<p>①宝塚市本人通知制度登録申出書(市HPでダウンロード可能です)</p> <p>②登録者本人の本人確認書類の写し</p> <p>③代理人の本人確認書類の写し</p> <p>④戸籍謄本や登記事項証明書など代理権限が確認できる書類。ただし、宝塚市の戸籍などで確認できる場合は不要です。</p> <p>⑤住所が宝塚市でない場合は住民票の写し(本籍記載)。ただし、宝塚市に現在本籍があり、戸籍の附票で住所を確認することができる場合は不要です。</p>
17	郵送等で申出に不備があった場合はどうなりますか。	添付書類もれの場合は、電話連絡し、送付を依頼して保留します。しかし、該当者がいない場合や保存年限が5年を超えた住民票除票、一定期間経過後の保留分は返送します。

18	通知対象となる日はいつからですか。	窓口サービス課で審査し、登録決定した翌日以降が通知対象となります。
19	登録が完了したら通知されますか。	登録完了の通知はお送りしていませんが、不備がある場合は連絡します。何も連絡がなければ、窓口サービス課が審査し登録決定した日に登録します。なお、通知対象となるのは、その翌日からです。
20	登録ができているか確認したいのですが。	窓口サービス課に本人又は申請者が、本人確認書類を持ってお越しの場合は回答します。電話でのお問い合わせについては、直接お答えはできませんが、申出書記載の連絡先へ折り返し電話回答します。
21	登録後に氏名や住所が変わった場合は、届出する必要がありますか。	転出や転居などにより住所が変わった場合や、婚姻などにより氏名が変わった場合は、登録事項変更兼廃止届出書が必要です。変更届がないと本人通知書が届かない可能性があり、送付先が不明となった場合は登録が抹消されます。提出時には書類が必要な場合がありますので、くわしくは窓口サービス課にお問い合わせください。
22	登録の期限はありますか。	登録の期限は設けておりませんが、登録者が死亡した場合、本人通知書の送付先が不明となった場合や、居所不明で住民票が消除された場合、登録が抹消されますのでご了承ください。
23	本人通知を廃止するにはどうすればいいですか。	登録事項変更兼廃止届出書に本人確認書類を添えて、提出してください。
24	本人通知書の内容は何ですか。	交付年月日、交付証明書の種別、交付通数、交付請求者種別をお知らせします。
25	誰が住民票等を請求したか分かりますか。	宝塚市個人情報保護条例に基づき開示請求ができますが、第三者の個人氏名等については、不開示となる場合があります。